

子どもの家等事業の見直しの今後の進め方

○ 趣旨

子どもの家・留守家庭児童会事業の見直しに係るこれまでの懇談会での意見を取りまとめた上で、今後の進め方について、意見をいただくもの

1 前回会議までの主な意見

→別紙「前回会議までの主な意見」参照

2 見直しの方向性に係るこれまでの意見の集約

(1) 主なサービス水準と入所基準、保護者負担金

- ・ 開設時間と開設日については、就学前の保育園等で提供しているサービス水準を基本に、すべての子どもの家等で統一し、提供することが望ましい。
- ・ 入所基準や保護者負担金については、すべての子どもの家等で統一することが望ましい。

(2) 運営体制

- ・ 行政と民間が適切な役割分担の元、民間のノウハウを生かしながら、引き続き、本市が行う事業を民間に委託する方式を継続することが望ましい。
- ・ 現行の運営委員会による運営を廃止し、保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営と本市が設定するサービス水準等、指導員の安定した雇用を確保できる法人格をもつ新たな運営主体による運営へ移行することが望ましい。(株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人など)

3 意見を伺う項目（今後の進め方）

- 新たな運営主体への移行に当たり、丁寧に周知した上で慎重に進める必要があることから、各子どもの家等への説明や現運営委員会内での合意形成、適切な業者選定のための期間とともに、その後の移行方法や期間について意見を伺うもの

【移行までの手順】

- 合意形成、選定・法人格を持つ運営主体への移行について運営委員会に説明
 - ・ 移行について運営委員会内で合意形成
 - ・ 新たな運営主体の選定、引継ぎ
- 移行
 - ・ 法人格を持つ運営主体へ移行を開始し、移行した子どもの家等から統一したサービス水準や保護者負担金で運営
 - ・ すべての子どもの家等で運営主体の移行とサービス水準や保護者負担金の統一が完了

※ 配慮すべき事項

① 適切な発注規模の設定

- ・ 保護者負担金を統一する場合，1校区のみでは収支を平準化できないため，複数校を運営する必要がある，集団化するための期間を確保する必要がある。

② 適切な業者選定

- ・ 適切な業者の選定，及び円滑な事業実施のための引継ぎ等を行う期間を十分に確保する必要がある。

③ 現運営委員会の法人化に要する準備期間

- ・ 法人化するための運営委員会内部での合意形成（現運営委員会は例年6月に開催する総会で会の総意を決定），複数クラブを運営するための他の運営委員会との話し合い，法人化のための手続き（法人化に係る手続きだけでも最低で4か月程度）のための時間を確保する必要がある。（およそ1年間）
- ・ また，運営委員会が法人化を図る際には，保育の質と安定した運営を確保するための意識の醸成と人材確保のための期間が必要となる。

前回会議までの主な意見

1 基本的な方向性

- 公的サービスとして、確実にサービスを提供することにより、子育てと仕事の両立を支援すること。
- 運営体制の強化を図ることにより、将来にわたり持続可能で安定した事業とすること。

2 開設時間と開設日、入所基準、保護者負担金について

- 宇都宮市が実施主体として、提供する事業であるにもかかわらず、同じ宇都宮市市民で受けられるサービスが異なるのは不合理である。全ての子どもの家等で開設日時や入所基準、保護者負担金などの統一を図る必要がある。
- その水準の設定に当たっては、保護者が安心して就労できるよう、保育園のサービス水準を踏まえながら開設時間などのサービス水準の向上を図る必要がある。
 - ・ 開設時間を19時までとするべきと考える。
 - ・ 長期休業中の開設時間を7時30分からとするべきと考える。
 - ・ 開設日について、土曜日、8月中旬の期間も利用できるようにするべきと考える。
 - ・ 入所基準について、夏休みだけの利用や利用頻度の多少によらず、必要な児童が確実に利用できる必要がある。
 - ・ 保護者負担金の金額は全市で統一するべきと考える。

3 運営主体について

(1) 運営主体の強化について

- ボランティアで運営を担っている運営委員の責任や負担が大きく、現在のやり方は限界にきており、また、現行方式のメリットである各地域のニーズに応じた独自の運営が、現在では各子どもの家等間でサービスなどの差が生じるデメリットになってきており、事業の安定した持続可能性を考えると、地域の教育力の活用方法や保護者の運営への関わり方を見直す時期にきている。
- 放課後児童クラブとして市が求める仕様を履行できる運営主体である必要がある。保育に関する専門知識とノウハウを持ち、安定した運営が可能な社会福祉法人や株式会社、現行の運営委員会のNPO法人化など、法人格を有する責任を持てる体制とする必要がある。
- ただし、現在の運営委員会が自ら法人化し運営を継続する場合には、任意団体ではなく、法人として事業を運営することの責任を自覚しながら継続してもらう必要がある。

(2) **新たな運営主体の導入方法について**

- 市内66子どもの家を1つの団体に委託することはリスクが大きいことから、適正な規模に分割して発注し、複数の団体に委託することが現実的である。その規模の検討に当たっては、運営が成り立つ校区数について配慮する必要がある。
- 新たな運営主体への移行に当たっては、全部を一度に移行するのではなく、段階的にかつ、速やかに進めていく必要がある。